

契約事務規程

規 程 (総) 第 9 号
制 定 平成 5 年 8 月 1 日
最終改定 平成 20 年 1 月 4 日

第 1 章 総 則

(通則)

第 1 条 会社が締結する契約全般に関する事務については、法令若しくは慣行又は別に定める規定があるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この規定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事等

- イ 土木、建築、設備の工事及びこれに付帯する工事等
- ロ 工作物、車両等の製造、製作、運搬、修繕等
- ハ 調査、設計、測量等

(2) 物品の買入れ等

前号以外のもので物品の買入れ、借入れ、売却、印刷物の製作その他のもの

(3) 契約

請負、委託、売買、貸借その他の契約

(4) 契約担当者

総務部長又は総務部長からあらかじめ契約に関する事務処理の権限を委任された者

(5) 工事主管部長

組織及び職制規則第 8 条に規定する部長の職にある者で、工事等を主管する者

(契約の方法)

第 3 条 契約は、競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約又は特定契約によるものとする。

(予定価格の作成)

第 4 条 契約担当者は、契約を締結しようとするときには、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定し、これを記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

(1) 予定価格の設定が困難なとき。

(2) 契約の内容が軽微なとき

- 2 前項の書面は、指名競争入札及び一般競争入札による場合においてはこれを封書に保管しなければならない。
- 3 前項に規定する保管は、契約担当者が行うものとする。

(予定価格の決定方法)

第 5 条 予定価格は、当該契約の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、物品の買入れ等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。
- 3 予定価格は秘密とし、契約の相手方の決定後といえども、これを公表してはならない。

(指名業者等選定委員会への付議)

第 6 条 競争契約、独占契約及び特定契約による契約で、予定価格が 5 0 0 万円以上の工事等の契約及び予定価格が 1 5 0 万円以上の物品の買入等の契約における業者等の選定に当たっては、契約担当者は、別に定める指名業者等選定委員会の議を経なければならない。

(契約の相手方の欠格条項)

第 7 条 次の各号の一に該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、契約の相手方とすることができない。

- (1) 成人被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ない者

(取引の停止)

第 8 条 契約担当者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年を限度として、契約の相手方としないことができる。また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様の取扱いをすることができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 指名競争入札等において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等法令の規定に抵触する行為を行った者
- (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (5) 監督又は検査の実施に当たり、係員の職務の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由なく契約の履行をしなかった者
- (7) その他会社が不相当と認める者

(契約結果の公表)

第 9 条 契約における公平性及び透明性を確保するため、年 1 回、決算の公表の時期に合わせて、次の各号の事項を公表する。

- (1) 契約総件数及び契約方法別内訳
- (2) 契約総金額及び契約方法別内訳
- (3) 契約金額が 1 億円以上の契約案件の件名、契約方法及び契約の相手方

2 前項の公表は、会社のホームページへの掲載及び会社における閲覧により行う。

第 2 章 競争契約

第 1 節 競争契約の方法

(競争契約、方法)

第 10 条 契約の競争性を確保するため、契約の相手方となりうる者が複数いる場合には、契約は競争契約によるものとする。

- 2 競争契約は、指名競争入札、一般競争入札、提案方式による契約又は複数見積契約の方法による。
- 3 前項のいずれの方法にもよりがたい場合は、契約担当者がその都度定める競争契約の方法によることができる。

第 2 節 指名競争入札

(指名競争入札による場合)

第 11 条 予定価格が 1 億円以上の工事等の契約及び予定価格が 2 0 0 0 万円以上の物品の買入等の契約については、原則として指名競争入札によらなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第 12 条 指名競争入札に参加するには、原則として次の全ての条件を有していなければならない。

- (1) 東京都の「競争入札参加有資格者名簿」に登載されていること、又はこれに準ずる資格を有すると認められること。
 - (2) 会社が行う指名競争入札に関して、その適格性を有すると判定されること。
- 2 前項の規定にかかわらず、現に東京都等において指名停止その他の処分を受けている者は、指名競争入札に参加する資格を有しないものとする。

(有資格者の登録)

第13条 契約担当者は、指名競争入札の参加者の資格を審査する。

(競争参加者の指名)

第14条 契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者の中から、極力5人以上を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号の事項をその指名する者に通知しなければならない。

- (1) 指名競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 指名競争入札執行の日時及び場所
- (4) 前各号のほか、指名競争入札について必要な事項

(最低制限価格の設定)

第15条 契約担当者は、指名競争入札による工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

2 最低制限価格は、予定価格の10分の8から3分の2の範囲内において適正に定めなければならない。

3 前2項の規定により最低制限価格を定めたときは、その最低制限価格を第4条第1項の書面に併記しなければならない。

(入札の方法)

第16条 契約担当者は、入札を行う場合には、入札者をして入札書に必要事項の記入及び記名押印をさせたうえ、所定の日時、場所に提出させなければならない。

2 代理人をもって入札させる場合においては、原則として入札に先立ち委任状を提出させなければならない。

(開札)

第17条 開札は、入札の場合において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行わなければならない。

2 いったん提出された入札書については、これを書替え、引替え又は撤回をさせてはならない。

3 開札に際しては、当該入札の予定価格を記載した書面を封筒にしたものを、開札場所に置かななければならない。

(落札者)

第18条 入札においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、第15条の規定により最低制限価格

を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 19 条 契約担当者は前条の規定により開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第 15 条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度の入札を行うことができる。

(同価の入札)

第 20 条 落札となるべき同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札の無効)

第 21 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のしたもの
- (2) 入札書の金額等記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (3) 同一事項に 2 項以上の入札をした者によるもの
- (4) 他人の代理を兼ね又は 2 以上の代理をした者によるもの
- (5) 他人の正常な競争を妨害する等不正行為のあった者によるもの
- (6) 前各号に定めるもののほか指定した事項に違反した者によるもの

(入札結果の通知)

第 22 条 契約担当者は、開札した場合において落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせるものとする。

(入札経過調書の作成)

第 23 条 契約担当者は、開札した場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保管しなければならない。入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保管しなければならない。

第 3 節 一般競争入札

(入札の広告)

第 24 条 一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、法令に特別の規定がある場合を除くほか、次に掲げる事項について、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に、新聞紙、掲示その他の方法により広告しなければ

ならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号のほか、競争入札に必要な事項

(指名競争入札に関する規定の準用)

第 25 条 第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 23 条までの規定は、一般競争入札の場合にこれを準用する。

(参加資格及び入札保証金等)

第 26 条 参加資格及び入札保証金に関する事項、その他一般競争入札の実施に関し必要な事項は別に定められる。

第 4 節 提案方式による契約

(提案方式による契約)

第 27 条 契約に係る事業等を効果的に執行する上で、競争者による企画コンペ・プロポーザル等を実施した上で契約の相手方を選定することが必要であると認められるときには、提案方式による契約を行うことができる。

- 2 前項の契約をしようとするときは、企画コンペ・プロポーザル等の内容を審査するため、3 名以上の構成員からなる審査会を設けなければならない。
- 3 前項の審査会の設置及び運営に必要な事項は契約担当者がその都度定める。

第 5 節 複数見積契約

(複数見積契約)

第 28 条 予定価格が 1 億円未満の工事等の契約及び予定価格が 2 0 0 0 万円未満の物品の買入等の契約については、複数見積契約によることができる。

- 2 第 11 条及び前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合は、複数見積契約によることができる。
 - (1) 毎年度、継続して行う管理的業務の委託等
 - (2) 契約の内容・性質を勘案し、複数見積契約が適切であると認められるもの

(見積書の徴収と契約の相手方の決定)

第 29 条 契約担当者は、複数見積契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、複数の見積書を徴さなければならない。

- 2 前項の見積書に記載された価格が最低である者を契約の相手方とする。

(見積書を徴する業者の条件)

第30条 予定価格が500万円以上の工事等の契約及び予定価格が150万円以上の物品の買入等の契約を複数見積契約とする場合、見積書を徴する業者は原則として次の全ての条件を有しているものとする。

(1) 東京都の「競争入札参加有資格者名簿」に登載されていること、又はこれに準ずる資格を有すると認められること。

(2) 会社が行う複数見積契約に関して、その適格性を有すると判定されること。

2 前項の規定にかかわらず、現に東京都等において指名停止その他の処分を受けている者からは、見積書を徴しないものとする。

第3章 独占契約、緊急契約、少額契約、特定契約

(独占契約)

第31条 特許、著作権等の関係により、契約相手方となりうる者が唯一である場合は、その者と契約を締結することができる。

(緊急契約)

第32条 第10条の規定にかかわらず、緊急の必要により競争契約によることができない場合は、一者とのみ契約手続を行うことができる。

緊急契約は、以下の各号の一に該当する緊急の場合に締結することができる。

(1) 事故が発生した場合

(2) 車両の故障、駅施設等の障害及び自然災害等が発生し、安全運行及び旅客サービスの確保を図る上で速やかな対応が必要と認められる場合

(3) その他、特に緊急の対応が必要と認められる場合

(少額契約)

第33条 第10条及び第28条の規定にかかわらず、契約金額が50万円未満のときは、単数見積にて一者とのみ契約手続を行うことができる。

(特定契約)

第34条 適切な契約相手方が一者しかいない場合で、競争契約、独占契約、緊急契約及び少額契約のいずれの方法にもよりたい場合は、その一者と契約を締結することができる。

(見積書の徴収)

第35条 契約担当者は、第31条から前条までに掲げる契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、見積書を徴さなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合は、この限りではない。

第4章 契約の締結

(契約書の作成)

第36条 契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) 瑕疵担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の作成省略)

第37条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が150万円未満のとき。
- (2) 契約の内容・性質を勘案し、その必要がないと認められるとき。

(請書等の徴収)

第38条 契約担当者は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約の適性な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、書面を徴しないことができる。

- (1) 物品の買入れ等の契約で、契約金額が20万円未満の軽微なものであるとき。
- (2) 契約に基づく給付の内容がこれを必要としないものであるとき。
- (3) 他の手段により契約の適正な履行を確保できるとき。

(契約に関する特別の措置)

第39条 契約担当者は、必要があると認められる場合には、次の措置を講ずることができる。

- (1) 契約の相手方に契約保証金を納めさせること。なお、契約保証金は契約金額の100分の10以上とし、相手方が契約を履行した後に返還する。相手方が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は当社に帰属する。契約

- 保証金を納めさせたときは、その取り扱いを契約書面に記載すること。
- (2) 契約の相手方に工事完成保証人を立てさせること。

第5章 契約の履行

(前払金)

第40条 契約担当者は、必要があると認められる場合には、契約の相手方に対し、次の各号の区分に応じ当該各号の金額の範囲内において、前払金を支払う契約を締結することができる。この場合においては、契約の相手方をして「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律第184号)に定める保証事業会社と前払金保証契約を締結させ、その保証書を会社に寄託させるものとする。

(1) 契約金額が24億円未満の場合

契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については4割)

(2) 契約金額が24億円以上の場合

契約金額の1割を超えない金額

- 2 契約担当者は、前払金の支払を行う場合において、設計変更その他の理由により契約金額を変更し、その増減額が著しいため前払金額が不適当であると認めらるに至ったときは、変更後の契約金額に応じて前払金を追加払いし、又は返還させるものとする。
- 3 契約担当者は、前払金の支払を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、既に支払った前払金を返還させるものとする。
- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 会社との間の契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る工事以外の経費の支払に充てたとき。

(部分払)

第41条 工事等の請負契約にかかる既済部分または物品の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要が有る場合には、工事等の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物品の買入れ契約にあってはその既納部分に対する代価を支払うことができる。ただし、性質上可分の工事等の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額まで支払うことができる。

- 2 前条の規定により前金払した工事について、前項の規定により部分払いをするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

(一部完成払)

第42条 契約担当者は、契約の相手方の債務履行完了前に、その一部について受け渡しを必要とする場合は、当該目的物の一部の引渡しを受けるとともに、その受け渡

し部分に対する対価の支払をすることを内容とする契約を締結することができる。

(契約の不履行)

第 43 条 契約担当者は、契約の相手方がその責に帰すべき事由により契約を履行しないとき、又は契約の履行が契約の相手方の責に帰すべき事由により不能となったとき、その他契約の相手方が契約の条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないときは、契約を解除しなければならない。

第 6 章 監督及び検査

(監督及び検査)

第 44 条 工事等の契約又は物品の買入等の契約を締結した場合においては、その適性な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う場合において行う工事等の既済部分の確認を含む。）をするため、必要な監督又は検査を行わなければならない。

2 前項に規定する監督又は検査は、次の各号に規定する監督員又は検査員により行うものとする。

(1) 監督員 工事主管部長から監督を命ぜられた社員

(2) 検査員 契約担当者から検査を命ぜられた社員

3 監督員と検査員とは、原則として、兼務させてはならない。

(監督又は検査を円滑に実施するための約定)

第 45 条 契約担当者は、前条に定める監督又は検査の円滑な実施を図るため必要があるときは、当該契約の相手方をして監督又は検査に協力させるための必要な事項を約定するものとする。

(監督員の一般職務)

第 46 条 監督員は、必要があるときは、工事等の契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類等を審査して承認の手続きを取らなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、契約の履行について、立会い、工程の管理その他の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることがないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に洩らしてはならない。

(監督員の報告)

第 47 条 監督員は、監督の実施状況について、工事主管部長及び契約担当者に対し、随時必要な報告をしなければならない。

(監督員の職務の特例)

第 48 条 契約担当者は、第 35 条第 3 項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査を監督員に行わせることができる。

(検査の一部省略)

第 49 条 契約担当者は、次の各号の一に該当するときは、検査の一部を省略することができる。

- (1) 物品の買入れ等の契約で、契約金額が 20 万円未満の軽微なもの
- (2) 契約に基づく給付の内容がこれを必要としないもの

(検査員の一般的職務)

第 50 条 検査員は、契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事等の既済部分の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係社員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量等について検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、前項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、その内容及び数量等について検査を行わなければならない。
- 3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

(検査調書の作成等)

第 51 条 検査員は、前条による検査が終了した場合においては、次条に定める場合を除き、検査調書を作成しその結果を契約担当者に報告しなければならない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第 52 条 検査員は、当該契約が次の各号の一に該当するときは、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものがあるときは、この限りではない。

- (1) 契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に給付を受けた 1 回の数量を乗じて得た額とし、又委託契約で分割して履行されるものについては、1 回の履行に相当する額とする。）が 1 5 0 万円未満の契約
- (2) 契約に基づく給付の内容がこれを必要としないもの

- 2 検査員は、本条の規定により検査調書の作成を省略する場合においても、軽微なものを除き、その結果を契約担当者に報告しなければならない。

(監督又は検査の委託)

第 53 条 契約担当者は、第 35 条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、社員以

外のものに委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により、社員以外のものに委託して監督又は検査を行わせた場合においては、契約担当者は、検査員に対し、当該監督又は検査の結果の確認及び当該確認の結果を記載した書面の作成を行わせなければならない。

付 則

この規程は平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 20 年 11 月 4 日改定、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。